型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2099	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ－ＶＱ25－７Ｙ51Ａ	ニッサン　ＤＢＡ－＊Ｙ51	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地
㊞G－2100	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＢＡ－ＶＱ37－７Ｙ51Ａ	ニッサン　ＤＢＡ－Ｋ＊Ｙ51	〃

○国土交通省告示第百六十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2103	一酸化炭素等発散防止装置　ヤマハ　ＤＢＡ－２ＧＲ－ＦＥ７	トヨタ　ＤＢＡ－ＧＳＲ50Ｗ、ヤマハ　ＤＢＡ－ＧＳＲ55Ｗ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百六十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十月二十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞GＳ－507	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　Ｃ18－ＩＮＤ	吸入負圧：5.0kPa　排気圧力：10.0kPa	キャタピラー・パワー・システムズ・インク　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第百七十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十一月十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2101	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＬＡ－２ＺＲ－ＦＸＥ	トヨタ　ＤＬＡ－ＺＶＷ35	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第百七十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十一月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞GＳ－508	一酸化炭素等発散防止装置　カミンズ　ＱＳＢ３．３－３Ａ	川崎　ＫＤＰ－50Ｃ４、コベルコ　ＫＤＰ－ＲＬ08、トヨタ　ＫＤＰ－Ａ４ＳＤＴ30	カミンズジャパン株式会社　東京都大田区東糀谷６丁目２番11号

○国土交通省告示第百七十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十一月十九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2106	一酸化炭素等発散防止装置　ホンダ　ＥＢＤE07Ｚ20	ホンダ　ＥＢＤ－ＨＡ８，ホンダ　ＥＢＤ－ＨＡ９	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山２丁目１番１号

○国土交通省告示第百七十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年十一月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十二年三月九日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞G－2102	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－６Ｇ727ＤＢＡ	三菱　ＤＢＡ－Ｖ83Ｗ、三菱　ＤＢＡ－Ｖ93Ｗ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第百七十四号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、メルセデス・ベンツ日本株式会社から、指定自動車の指定製作者等の名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年三月九日　　国土交通大臣　前原　誠司

１．変更する指定製作者等の名称

新	旧
メルセデス・ベンツ日本株式会社	メルセデス・ベンツ日本株式会社

２．変更年月日

平成22年１月１日

○国土交通省告示第百七十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、株式会社トランストロンから、指定製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年三月九日　　国土交通大臣　前原　誠司

１．変更する指定製作者等の氏名又は名称及び住所

新	旧
神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番地16	神奈川県川崎市幸区鹿島田890番地12

２．変更年月日

平成21年８月24日

○国土交通省告示第百七十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第一項の規定に基づき、パナソニックシステムネットワークス株式会社から、指定製作者等の氏名又は名称及び住所を次のとおり変更する旨届出があったので、同令第十一条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年三月九日　　国土交通大臣　前原　誠司

１．変更する指定製作者等の氏名又は名称

新	旧
パナソニックシステムネットワークス株式会社 東京都目黒区下目黒二丁目３番８号	パナソニック株式会社システムソリューションズ社 神奈川県横浜市港北区綱島東四丁目３番１号

２．変更年月日

平成22年１月１日